



2019年11月14日

各 位

会 社 名 フマキラー株式会社  
代表者名 代表取締役社長 大下 一明  
(コード番号 4998 東証第2部)  
問合せ先 取締役管理本部長 佐々木 高範  
(TEL. 0829-55-2112)

## 2020年3月期第2四半期報告書の提出期限延長に係る承認申請書提出に関するお知らせ

当社は、本日、企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15の2第1項に規定する四半期報告書の提出期限延長に係る承認申請書を関東財務局へ提出することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

株主・投資家の皆様をはじめ関係者の皆様には、ご迷惑とご心配をお掛けいたしますことを心より深くお詫び申し上げます。

### 記

#### 1. 対象となる四半期報告書

2020年3月期第2四半期報告書(自2019年7月1日至2019年9月30日)

#### 2. 延長前の提出期限

2019年11月14日(木曜日)

#### 3. 延長が承認された場合の提出期限

2019年12月13日(金曜日)

#### 4. 提出期限の延長を必要とする理由

2019年11月8日に開示いたしました「当社子会社における不適切な疑いのある支払の判明及び2020年3月期第2四半期決算発表の延期に関するお知らせ」に記載のとおり、フマキラー・トータルシステム株式会社(以下FTS社という)の主力事業のシロアリ施工事業において、通常はシロアリ施工業者が工事を実際に行ったことを証明する「施工完了報告書」をFTS社に発行しますが、2011年4月から2015年10月の期間内に、ある特定のシロアリ施工業者に対して「施工完了報告書」を受領していないにも関わらず、現時点で少なくとも約33百万円の支払いがあったことが判明いたしました。

しかし当該支出に関与したFTS社の取締役は長年にわたり広範な業務を掌握しており、不適切な処理を容易に行い得る立場にあったことから、判明している事実以外に問題となるような取引や会計処理がないかを確認するには相応の調査が必要と考えられます。

FTS社は当社の特定子会社に該当し売上高、損益ともに当社の連結財務諸表に対して相応の規模を占めることから、全容の解明がなされない状況においては財務諸表の訂正が必要となるような重要な虚偽表示の可能性があるため、判明している事実以外に問題となるような取引や会計処理がないか必要な調査を実施することを決定いたしました。

今後、監査役及び内部監査部門並びに財務に精通した社内メンバー(以下調査チームという)を中心に、本件の全容解明及び原因の究明並びに同種の事案の有無等について調査を行いますが、現状では、調査チームにより行われる決算確定に必要な影響額を見積もるべき対象範囲の調査及び原因分析、

再発防止策の検討・提言に加え、並行して行われる有限責任あずさ監査法人による追加的な手続及び2020年3月期第2四半期報告書に係るレビュー報告書の受領で約30日程度が必要であると見込まれております。従いまして、法定期限である2019年11月14日には間に合わず、やむを得ず第2四半期の提出期限を2019年12月13日に延長していただくことの承認を申請させていただいた次第です。

#### 5. 今後の見通し

今回の提出期限延長に係る申請が承認された場合には、速やかに開示いたします。

以上